

春日井市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護のうち身体介護及び家事援助（以下「ホームヘルプサービス」という。）を利用して低所得世帯の障害者が自立した生活を継続できるよう支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第10条に規定する介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護等」という。）に係る利用者負担額（以下単に「利用者負担額」という。）を減額することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により利用者負担額の減額（以下「減額」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、春日井市の介護保険被保険者で、ホームヘルプサービスの利用において境界層に該当するため定率負担額が0円となっており、平成18年4月1日以降に次の各号のいずれかに該当することとなったものとする。ただし、第5条の2により減額の決定を取り消された者は、この限りでない。

- (1) 65歳到達以前の概ね1年間にホームヘルプサービスを利用して来た者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となったもの
- (2) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者

(減額の割合)

第3条 前条に該当する者の減額の割合は、対象者に係る利用者負担額の全額とする。

(減額の申請)

第4条 減額を受けようとする者は、訪問介護等利用者負担額減額認定申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査の上、減額を決定したときは、訪問介護等利用者負担額減額決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、訪問介護等利用者負担額減額認定証(第3号様式。以下「認定証」という。)を交付し、減額を却下したときは、訪問介護等利用者負担額減額却下通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(減額資格の喪失)

第5条の2 市長は、認定証の交付を受けた者(以下「認定証交付者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、減額の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 法第11条の要件に該当するとき。

2 市長は、前項の規定により減額の決定を取り消したときは、訪問介護等利用者負担額減額資格喪失通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(認定証の適用年月日)

第6条 認定証の適用年月日は、第4条の申請のあった日(以下「申請日」という。)の属する月の初日とする。ただし、申請日が現に交付を受けている認定証の有効期限内である場合は、当該有効期限の翌日とする。

(認定証の有効期限)

第7条 認定証の有効期限は、前条の適用年月日後最初に到来する7月31日とする。

(認定証の返還)

第7条の2 認定証交付者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、認定証を速やかに市長に返還しなければならない。

- (1) 認定証の有効期限に至ったとき。
- (2) 第5条の2の規定により減額資格を喪失したとき。
- (3) 認定証を必要としなくなったとき。

2 市長は、認定証交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定証を返還させることができる。

- (1) 認定証を他人に譲渡又は貸与したとき。
- (2) 虚偽の届出を行う等の不正行為があったとき。

(請求の方法)

第8条 訪問介護等を提供する事業者は、対象者から認定証の提示を受け利用者負担額を減額した場合は、法の規定による利用者負担額から減額適用後の利用者負担額を控除した額を1月ごとに集計し、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査の上、支給を決定した額を事業者に支払うものとする。

(減額の特例)

第9条 市長は、認定証交付者が、やむを得ない理由により認定証を訪問介護等事業者に提示できず、減額前の利用者負担額を支払った場合は当該訪問介護等について支払った利用者負担額から減額があったならば支払うべき利用者負担額を控除した額に相当する額（以下「差額」という。）を支給することがある。

(差額支給)

第10条 前条の差額の支給を受けようとする認定証交付者は、訪問介護等利用者負担額差額支給申請書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請が適切と認められる場合は認定証交付者に訪問介護等利用者負担額差額支給決定通知書（第7号様式）により通知するとともに差額を支払うものとし、不適切と認められる場合は訪問介護等利用者負担額差額支給却下通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第11条 減額を受ける権利は、他人に譲渡又は担保に供してはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、平成15年7月1日以降に認定をする者から適用し、同日前に認定をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第2号の改正規定 平成16年6月1日

(2) 第6条の改正規定、第7条の改正規定及び附則を附則第2項とし、附則に1項を加える改正規定 平成16年7月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成16年8月1日

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行し、改正後の春日井市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に第1条各号に掲げる要綱及び春日井市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行する。